

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○森林整備業務に係る指名競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示 (森の保全推進課) 49	○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (丹後広域振興局) 50
○道路の区域変更 (山城北土木事務所) 50	○国土調査の成果の認証 (用地課) 51
○道路の供用開始 ()	
	府 議 会
	○京都府議会議員の請負の状況の公表に関する規程

告 示

京都府告示第36号

森林整備業務に係る指名競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

森林整備業務に係る指名競争入札の参加資格の審査等に関する要綱の一部を改正する告示

森林整備業務に係る指名競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(平成19年京都府告示第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林整備業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する要綱

第1条中「要綱」を「告示」に改め、「昭和22年政令第16号」の右に「。以下「令」という。」を、「指名競争入札」の右に「(以下「森林整備業務に係る指名競争入札」という。)」を加え、「並びに」を「及び」に、「の時期及び方法等について」を「について必要な事項を」に改める。

第2条中「森林整備業務の」を「森林整備業務に係る」に改め、同条第1号に次のように加える。

ウ 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表実施要領(令和元年6月11日付け元林第383号)第6第2項に規定する登録事業者

第2条第2号アからエまでの部分以外の部分を次のように改める。

専門技術者(次のいずれかに該当する者をいう。)として常時雇用する者の員数が2人以上である者以外の者

第2条第3号を次のように改める。

(3) 林業労働者(林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)として雇用する者であって、第5条の規定による申請書の提出の日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間内の雇用期間が6月以上であるものの員数が5人以上である者以外の者

第2条第4号中「地方自治法施行令」を「令」に改め、同条第6号中「資格審査」を「知事が別に定める資格審査」に、「及び」を「又はその」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等

第3条中「森林整備業務の」を「森林整備業務に係る」に改める。

第5条の見出しを「(申請書の提出時期等)」に改め、同条中「知事が別に定める指名競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)」を「申請書」に、「2月末日」を「同月末日」に改める。

第6条第3号中「個人」を「定款の写し及び第2条第4号に該当しないことを誓約する書類、個人」に、「第2条第4号」を「本人確認書類の写し及び同号」に改め、同条第4号中「それぞれ」を「消費税及び地方消費税に係る免税事業者にあつては、その旨を証明する書類(いづれも)」に改める。

第7条中「申請書を提出した者」を「申請者」に改める。

第9条中「3年後の3月31日まで」を「起算して3年間」に改める。

第10条中「入札参加資格審査申請書記載事項変更届及び」を「変更届に」に、「書類を」を「書類を添付して」に改め、第3号を次のように改める。

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名及び役職名)

第11条第1項中「場合において」を「ときに」に、「ときに」を「場合に」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「ときは、その」を「とき その」に改め、同項第4号中「ときは、合併後」を「とき 合併後」に改め、同条第2項中「指名競争入札参加資格承継申請書(以下「参加資格承継申請書」という。)及び」を「参加資格承継申請書に」に、「証する」を「証明する」に、「書類を」を「書類を添付して」に改める。

第12条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「2年間」の右に「森林整備業務に係る」を加え、同項第1号中「不正」を「虚偽報告等の不正」に改め、同項第2号中「指名競争入札」を「森林整備業務に係る指名競争入札」に改め、本則に次の1条を加える。

(書類の提出方法)

第13条 この告示の規定に基づき知事に書類を提出する者は、その者の主たる営業所の所在地を所管する京都府広域振興局長又は京都林務事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和6年1月30日から施行する。

京都府告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年1月30日から令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 307号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市市辺金山42から 城陽市奈島坊ヶ谷13の18まで	前	最小 30.3 ^m 最大 77.1	121.7 ^m
	後	最小 23.4 最大 38.7	

城陽市奈島坊ヶ谷13の18から 城陽市奈島上小路12の38を経て 城陽市奈島上小路12の36まで	前	最小 7.4 最大 11.7	223.3
	後		
城陽市奈島坊ヶ谷13の18から 城陽市奈島上小路12の61を経て 城陽市奈島上小路12の23(右)まで	前	最小 15.0 最大 51.6	214.6
	後	最小 11.0 最大 33.1	

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年1月30日から令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 307号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
城陽市奈島坊ヶ谷13の18から 城陽市奈島坊ヶ谷13の18まで	令和6年1月30日
城陽市奈島上小路12の63から 城陽市奈島上小路12の63まで	

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年1月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
峰山商業開発株式会社
京丹後市峰山町新町1606番地の1
代表取締役 由良 貞和
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
峰山ショッピングセンターマイン
京丹後市峰山町新町1606番地の1
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか24業者	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか23業者	令和5.12.1	代表者の変更及びテナント入替のため

- 2 届出年月日
令和6年1月12日
- 3 縦覧場所
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年1月30日から令和6年5月30日まで
- 5 意見書の提出先
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和6年1月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 調査を行った者の名称
長岡京市
- (2) 調査を行った時期
令和3年4月28日から令和5年6月1日まで
- (3) 成果の名称
長岡京市東神足一丁目の一部、東神足二丁目の一部、神足一丁目の一部、神足二丁目の一部、大字神足蔵垣外及び大字神足尻江の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
長岡京市東神足一丁目の一部、東神足二丁目の一部、神足一丁目の一部、神足二丁目の一部、大字神足蔵垣外及び大字神足尻江
- (5) 認証年月日
令和6年1月17日
(国土交通省の承認年月日 令和6年1月11日)
- 2(1) 調査を行った者の名称
久御山町
- (2) 調査を行った時期
令和元年7月1日から令和5年1月13日まで
- (3) 成果の名称
久御山町市田の一部及び佐古の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
久世郡久御山町市田の一部及び佐古の一部
- (5) 認証年月日
令和6年1月17日
(国土交通省の承認年月日 令和6年1月11日)

府 議 会

京都府議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和6年1月30日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、京都府議会議員（以下「議員」という。）が京都府に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(請負状況の報告等)

第2条 議員は、毎年、6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。以下「対象会計年度」という。）における京都府に対する請負（対象会計年度において支払を受けたものに限る。）について、次に掲げる事項を記載した請負状況報告書（別記第1号様式）により議長に報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 対象会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に訂正届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(請負状況一覧表の作成、訂正及び公表)

第3条 議長は、毎年度、対象会計年度に支払を受けた請負について報告のあった事項について取りまとめた請負状況一覧表（別記第3号様式）を作成し、公表しなければならない。

2 議長は、請負状況一覧表の公表後に前条第2項の規定による訂正届の提出があつたときは、速やかに、当該請負状況一覧表を訂正し、公表しなければならない。

3 前2項の規定による公表は、議会のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

(請負状況報告書等の保存及び閲覧等)

第4条 請負状況報告書及び当該請負状況報告書に係る訂正届は、これらを受理した議長において、当該請負状況報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている請負状況報告書及び訂正届の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の請負状況報告書の閲覧は、当該請負状況報告書により報告すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（以下「閲覧開始日」という。）からすることができる。

4 第2項の訂正届の閲覧は、当該訂正届に係る請負状況報告書の閲覧開始日と当該訂正届に係る訂正があつた日のいずれか遅い日からすることができる。

5 第2項の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

6 請負状況報告書及び訂正届は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

7 請負状況報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

8 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

9 前各項に定めるもののほか、第2項の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(期限の特例)

第5条 第2条第1項の請負状況報告書の提出の期限が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「府の休日」という。）に当たるときは、府の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年1月30日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

京都府議会議長 様

京都府議会議員 _____ ㊟

訂正届

京都府議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、年 月 日付けで提出した請負状況報告書について、下記のとおり訂正します。

記

1 訂正箇所、訂正内容

2 訂正の理由

注 訂正内容については、請負状況報告書に加筆又は抹消を行い、氏名及び訂正年月日を記載の上、訂正印を押印してください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

年度 請負状況一覧表

議員名	対象とする役務、 物件等	契約締結日	契約金額(円)(単価 契約である場合は その旨)	対象会計年度(年度)において支払 を受けた総額(円)	対象会計年度(年度)において支払 を受けた総額の合計 額(円)